

平成23年社会生活基本調査の実施計画概要（案）

（1）調査の目的

社会生活基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施するものである。同調査は、国の基本的な統計調査として昭和51年以来5年ごとに行われており、平成23年社会生活基本調査はその8回目に当たる。

（2）今回調査の基本的考え方

平成23年社会生活基本調査は、少子高齢化の急速な進行、就業構造の変化や勤務形態の多様化等、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、「公的統計の整備に関する基本的な計画」等を踏まえ、①地域コミュニティ活動など多様化する国民の生活行動の的確な把握、②ワーク・ライフ・バランスの分析に資する項目の拡充、③調査の円滑な実施の確保、④国際比較性の向上などに留意し、計画の策定を進めることとしている。

（3）調査の期日

平成23年10月20日現在による。

ただし、生活時間の配分についての調査は、総務大臣が10月15日から10月23日までの9日間のうちから、調査区ごとに定める連続する2日間とする。

（4）調査の対象

① 調査の地域

平成17年国勢調査調査区のうち、総務大臣の指定する約7,000調査区とする。

② 調査の対象

調査区内に居住する世帯のうちから、総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定する1調査区12世帯、合計約8万4千世帯の10歳以上の世帯員約19万7千人とする。

（5）調査事項

調査は、調査票A（プリコード方式）及び調査票B（アフターコード方式）の2種類の調査票を用い、出生の年月、男女の別、就業状態などの基本属性、過去1年間の生活行動及び生活時間の配分について行うことを予定している。

（6）調査方法

調査は、総務省統計局—都道府県—指導員—調査員の流れにより、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出する方法により行う。（なお、一部の地域については、インターネットにより回答する方法も選択可能とする。）